

●香川県告示第110号

香川県工業生産実績統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県工業生産実績統計調査規程の一部を改正する規程

香川県工業生産実績統計調査規程（昭和37年香川県告示第534号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 香川県内における工業生産に関する実態を明確にし、県産業行政の基礎資料とするため、<u>香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）</u>に基づき、工業生産実績統計調査（以下「調査」という。）を行う。</p>	<p>(目的) 第1条 香川県内における工業生産に関する実態を明確にし、県産業行政の基礎資料とするため、<u>香川県統計調査条例（昭和24年香川県条例第45号）</u>に基づき、工業生産実績統計調査（以下「調査」という。）を行う。</p>

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。